

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇。

なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

不正撲滅は分かるが…

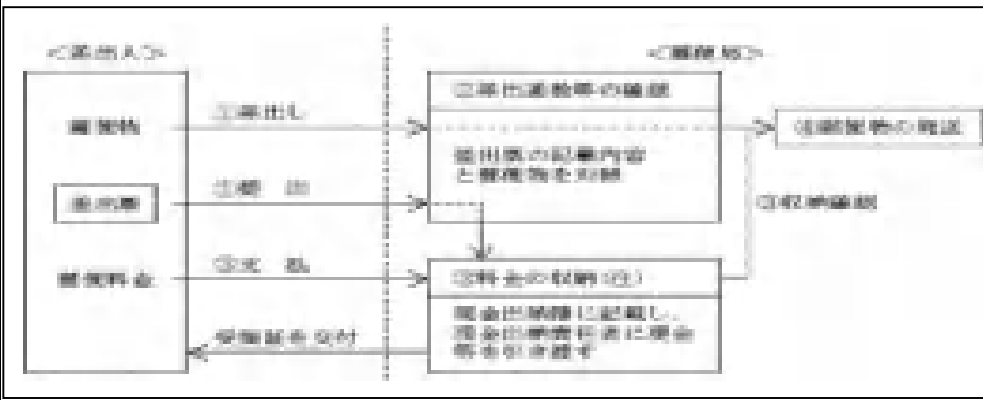
現在の人員では事故を誘発するだけだ！

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3800
17年10月27日(金)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
約1年前のことですが、昨年11月9日、足立西郵便局（東京都足立区）でダイレクトメール（DM）不正引き事件が明らかになり、マスコミ等で大きく取り上げられました。
この事件は、特定業者のダイレクトメール（DM）の数を実際より少なく計算し、不正に安く引き受けていた問題で、同区の足立郵便局でも同様の不正が行われていたことが明らかになっています。
報道によると、不正をしていた両郵便局の部長2人は、都内の同じ発送代行業者から請け負った郵便物やゆうメールについて、業者が実数より少なく申請していると知りながら、申請分の料金しか受け取らなかった。
この結果、計約150万円のDMの料金を計算に入れず、日本郵便に計約7700万円の損害を与えたという。



同社の調査に対し、2人は「自分の在任期間中に大口の顧客を逃したくなかった」と説明。同社は2人が他の郵便局や業者に顧客を奪われるのを防ぐために不正をしたとみている。
この種の事件は、27億円の損害を出した長岡郵便局事件（新潟県）など過去にもたびたび起こっており、コンプライアンスの厳守とともに、実効性のある防止策の実施が課題となっていました。



これら郵便料金の不正取り扱いについて、今頃対策がまとまったわけではないと思うのですが、長崎中央郵便局では今月中旬になって集荷郵便物の取り扱いが厳しくなっています。

厳しくなったのは計量です。集荷した郵便物は上記の表のように、通数の確認作業を行った後に差立てられます。
この計量作業の中で、1回の取扱数が1000通以上の場合には重量換算計量されます。1階の時間帯指定ゆうパック保管棚の横にある、集荷郵便物の計量コーナーで計量するのですが、この作業の管理が厳しくなりました。
内規では1000通以上引き受けの場合、2人以上での計量を行うように定められています。しかし集荷スケジュールがぎちぎちで余裕がないため集荷者一人だけで計量し、そのまま2階の郵便部に引渡し、差し立てるといふ事例もありました。

今回の改善では、集荷者検査者、立会者の3人で計量を行うことになり、それぞれを防犯用カメラに顔を写すことにもなっています。
また1000通以下の場合でも、以前から別納は3階で確認していましたが、後納の場合は集荷者が郵便部に渡していました。今回の改善では、後納の場合も正社員が引受け通数を確認し郵便部に渡すことように厳命されたようです。
その為か夕方になると、集荷された郵便を積載した台車がエレベーター前に滞留するようになりました。通路は通れない、台車は足りないという状態ですが、集荷した郵便を計量確認する人員はどの部が派遣するのでしょうか？
もう一つ大きな問題は、集荷に何してもその場では料金精算が出来なくなったことです。これも以前は1000通以下の場合には集荷者とお客様が双方立会いの元で通数を確認し、別納の場合には料金を頂き、後納の場合でも同控えに印鑑を頂き、お客様控えを渡すことで清算が完了していました。（今でも集配営業部が配達上で集荷する場合には、その場で清算を完了して



る）
しかし今回の改善で、帰局後の通数計量後でないところから出来た計量後、再度お客様のところから料金を受領しに何とということになります。
このため、その日のうちに料金を集荷できない事例も発生します。料金を受領できなければ差し立ては行わない為、集荷した郵便物は局内で滞留（一時保管）となり、一日遅れることにもなります。

今回の改善点をすべて実行しようとするれば、集荷者が帰局する時間帯には常に重量換算器のそばに検査者と立会者の2人を配置し、集荷者が集荷してきた郵便物を、迅速に計量する体制を作らなければなりません。また計量後集金に行くことを考えれば集荷コースの増設・増員が不可欠です。それらをせずに、計量はどんなに時間がかかってもきちんと言つようにと言つのは、集荷作業の軽視であり交通事故・郵便事故を誘発するだけである。早急に手立てするよう要求する